表２－１　カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm＋2.8	要件の適用なし
19＜ipm≦32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32＜ipm≦39	≦0.35×ipm－5.2	
39＜ipm≦58		購入時において標準装備
58＜ipm	≦0.70×ipm－26.0	

表２－２　カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm＋3.5	要件の適用なし
19＜ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26＜ipm≦39	≦0.35×ipm－3.0	
39＜ipm≦62		購入時において標準装備
62＜ipm	≦0.70×ipm－25.0	

表３　大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦30W	≦１W
30＜ipm	60分		

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表４－１及び表４－２において同じ。

２　スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表５の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表４－１及び表４－２において同じ。

３　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表２－３の３．⑵」による。以下表４－１及び表４－２において同じ。

表４－１　インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	15分	≦1.4W	≦１W
10＜ipm≦20	30分		
20＜ipm	60分		

表４－２　インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦15W	≦１W
30＜ipm	60分		

表５　追加機能及びその許容値

種　　類	第１許容値(W)	第２許容値(W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（ＳＣＳＩ等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	—	0.2
冷陰極蛍光灯（ＣＣＦＬ）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
ＰＣがないと印刷／複写／スキャンができない、ＰＣを基本とするシステム	—	－0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	１ＧＢごとに1.0W
電源装置の定格出力／ＰＳＯＲ（許容値は表４－１の製品にのみ適用される）	—	ＰＳＯＲ＞10Wの場合 0.02×（ＰＳＯＲ－10W）

備考）　「第１許容値」とは、コピー機等のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第２許容値」とは、コピー機等のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。